

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成30年3月28日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、総合教育センターに関する事務の移管に伴い、規定を整備する必要があるからである。

## 愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正の概要

### 1 改正の内容

総合教育センターに関する事務を学習教育部高等学校教育課から削り、管理部総務課に加える。

### 2 改正の理由

総合教育センターに関する事務は、平成11年4月1日に学習教育部と教育センターが連携を深める目的で管理部総務課から学習教育部高等学校教育課に移したが、教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画の策定や各部門の業務のあり方、老朽化対策等の検討等、今後、教育委員会本庁全体と連携して事務を進める必要があることから、その所管を学習教育部高等学校教育課から管理部総務課に移す。

### 3 施行期日

平成30年4月1日

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年 月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会事務局組織規則（昭和二十九年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 総合教育センターに関する事。

第六条第五項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

新

(管理部に属する課)

第五条 略

2 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 一五 略

十六 総合教育センターに関すること。

十七 略

十八 略

十九 略

3 以下 略

(学習教育部に属する課)

第六条 一 一四 略

5 高等学校教育課においては、次の事務をつかさどる。

一 一八 略

九 略

十 略

6 以下 略

旧

(管理部に属する課)

第五条 略

2 同上

一 一五 略

十六 略

十七 略

十八 略

3 以下 略

(学習教育部に属する課)

第六条 一 一四 略

5 同上

一 一八 略

九 総合教育センターに関すること。

十 略

十一 略

6 以下 略